

令和6年

文教委員会会議録

とき 令和6年9月24日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年9月24日(火) 午前10時00分～午後1時38分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 こんの孝子 副委員長 山本やすゆき
委員 西村直子 委員 あくつ広王
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ
委員 田中たけし

出席説明員 伊崎 教 育 長 米田 教 育 次 長
船木 庶務課長 荒木 学校施設担当課長
柏木 学務課長 中谷 指 導 課 長
丸谷教育総合支援センター長 唐澤特別支援教育担当課長
河内品川図書館長 佐藤(憲)子ども未来部長
原児童相談所担当部長 藤村子ども育成課長
柴田子ども施策連携担当課長 長谷川児童相談課長
金子一時保護担当課長 芝野保育入園調整課長
染谷子ども家庭支援センター長 飛田子育て応援課長
中島保育施設運営課長 佐藤(裕)保育事業担当課長

○午前10時00分開会

○こんの委員長

ただいまから、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

なお、本日は2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で、1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

あわせて、本日、写真撮影と録画申請がございましたので、議題に入ります前に、許可するか判断するため、各党派のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、前例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可したということがありました。

それでは、各党派の方からご意見を伺いたいと思います。自民党からお願いします。

○西村委員

前例どおりでお願いしたいと思います。

○あくつ委員

すみません、録画もですか。録画も審議に入る前にということですね。

○こんの委員長

はい。

○あくつ委員

前例どおり、審議に入る前でお願いしたいと思います。

○山本副委員長

これまでと同様でお願いいたします。

○せらく委員

これまで前例どおりとしていたのですけれども、自席からであれば、いつでも構いませんということにさせていただきたいと思います。

○高橋（し）委員

これまでどおりでお願いします。

○田中委員

開かれた委員会を目指していきたいと思いますので、いつでも随時、録音、録画、写真撮影もいいと思っております。

○こんの委員長

それぞれご意見をいただきました。

ただいま皆様から伺いました中では、前例どおり、今までどおりということのご意見のほうが多かったかと思っておりますので、写真撮影、録画は、議題に入る前に認めるということにしたいと思っております。また、撮影につきましては、自席から撮影いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、撮影の申請をされた方、撮影をお願いいたします。

[写真撮影]

(1) 第79号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○こんの委員長

それでは、予定表の1、議案審査を行います。

初めに、第79号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、第79号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

資料に入ります前に、学校医等の身分でございますが、学校医等の身分は、区の非常勤公務員となります。そのため、学校医等の職務に当たり、事故等があった際は、公務災害、いわゆる労災の適用を受けるために、こちらの条例を制定、適用しているものでございます。

それでは、資料の1、改正理由でございます。

こちらの制度ですが、国の政令、東京都の条例、品川区の条例において、同一の補償内容を定めております。また、補償内容については、最低賃金の全国加重平均額等を基に毎年度見直しが行われております。

今回、労災保険法の補償額が引き上げられたため、学校医等の災害補償額について、国の政令の一部が改正され、これを受け、東京都が条例を改正しております。品川区におきましても、学校医の災害補償の制度の均衡を保つために、同様の条例改正を行うものとなります。

次に、2、主な改正内容については、介護補償の限度額の一部を引き上げるものとなります。具体的には、資料のアからエに書かれていますとおり、支給する月額の上上げとなります。

続きまして、3、新旧対照表につきましては、別紙で変更箇所等を示しておりますので、ご参照いただければと思います。

最後に、4、施行期日です。公布の日から施行し、本年の4月1日から適用するものであります。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○田中委員

今、ご説明いただいたように、学校医等の方々の公務災害補償の改正ということですが、まず確認をさせていただきたいのですが、学校医の方々というのは、今のご説明で区の非常勤職員ということですが、令和5年2月に、やはり都の条例が改正されて補償内容が改定されておりますが、令和5年のときの改正は、区の非常勤の方ではなく常勤の教員の方とか職員の方が対象だったという理解でいいのでしょうか。

令和5年2月に補償内容が改定されておりますが、そこで非常勤である学校医の方々も、前年の令和5年2月の改定に応じて国も都も改正したということなのですが、今回は同水準の改定につながったのかということの確認をさせていただきたいと思います。

○柏木学務課長

令和5年2月の改正でございます。また、令和6年、今年の2月にも条例改正をしてございますが、こちらのほうは東京都の職員の給与に関する条例が改正されたことによって、都が都立学校の学校医等

の公務災害の条例を改正したことに伴い、東京都と区が同じ内容にするために、2月に区のほうの条例を一部改正として出させていただいているものでございます。

内容といたしましては、教職員ではなくて、あくまでも学校医という形になってございます。

○田中委員

すみません、私も確認不足だったのですが、要は、学校医の方々だけではなく、教職員の方々も同様の公務災害の水準になっているという理解でいいのでしょうか。今回、飛び抜けてという言い方は変ですが、手厚く学校医の方々の補償を国や都の条例によって変えたということなのか、教職員の方々も今回の改正と同じぐらいの程度のものなのか。

○柏木学務課長

当然、教職員の給与等も改正されてございますので、そちらの公務災害に関わる条例というの、東京都で改正しているものと思います。金額的には引上げされているものと考えてございます。

○田中委員

現状の確認をしたいのですが、現在、介護補償を受けていらっしゃる学校医の方々というのはどれぐらいいらっしゃるのかということと、今回の改正に伴って、どれぐらい支給が増えていくのかという、その確認をしたいのですが、いかがでしょうか。

○柏木学務課長

まず、こちらの補償を受けている方ですが、現在おりません。ちなみに、もともと東京都が区の公務災害の条例もつくっていたのですが、区立学校については区のほうに移管されてきたということが過去にございました。事務が変更されたのが平成14年度ですけれども、それ以降、本区において、こちらの補償の適用となる方は発生してございません。

予算額でございますが、引き上げられた分だけを想定するという形になってございます。詳細な金額までは承知してございません。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第79号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

意見を述べます。

国の政令、そして都の条例の改正に合わせて、品川区の条例を改正し、介護補償の限度額を下げるのではなく、上げるということ、それも事前に確認しましたがけれども、今、対象となっている方はいらっしゃらないと。学校医、学校歯科医、学校薬剤師という非常に大切な皆様の身分、待遇を守るという意味で、賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより、第79号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(2) 第83号議案 指定管理者の指定について

○こんの委員長

次に、第83号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村子ども育成課長

私からは、第83号議案、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

本件につきましては、5月13日の文教委員会にて報告させていただきました公募の結果報告となります。

公募および選定につきましては、児童発達支援センターと一括して行ったため、本日の厚生委員会におきまして、第84号議案として、児童発達支援センターの指定管理者の指定についての議案の審議が行われている形になっておりまして、文教委員会ではこちら、大原児童センターの指定管理者の指定についてということでご審議いただく形になります。

資料をご覧くださいまして、1番ですが、管理を行わせる施設といたしましては、名称が品川区立大原児童センター、所在地が品川区戸越六丁目16番1号となっております。

2番で、指定管理者候補者というところですが、名称が株式会社学研ココファン・ナーサリー、代表者および所在地はこちらに記載のとおりとなっております。

指定期間につきましては、公募の際にご報告した内容と重複するのですが、こちらは今回、4年7か月という形にしております。したがって、令和7年9月1日から令和12年3月31日までという期間になるのですが、こちらにつきましては、次回の指定管理の開始時期というのが4月1日からとなるように配慮したものになってございます。

次に、4番、指定管理者の候補者の選定というところに記載がございますけれども、公募型プロポーザル方式により総合的に審議しまして、指定管理者の候補者を選定したという形になってございます。

続きまして、5番、指定管理者候補者の選定までの経緯というところがございます。選定までの経緯といたしましては、別途、後ろに資料がつけてございますけれども、まず予備委員会では、報告書の3ページから5ページのところに記載がございますが、事業者から提出された申請書類および計画書類について、提案内容、財務分析の評価などを基に、総合的な審査を行ったものとなっております。

次に、選定委員会におきましては、報告書の5ページの下段から7ページに記載のとおり、予備委員会での審査結果を基に、各事業者のプレゼンテーションおよびヒアリングにより、指定管理者候補者を選定いたしました。なお、事業者の評価の項目については、別紙として表示したものが最後のページのところにございます。

6番、今後のスケジュールのところなのですが、記載のとおり、議決をいただいた後、指定管理者指定通知を送付いたしまして、当該事業者と協定を締結することになってございます。

○この委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

厚生委員会と重なる部分があるので、少し難しいところあるのですが、前にもご説明あったかもしれないのですが、1つ目に伺いたいのは、大原児童センターが、何階建てであって、何階部分が児童センターになるのか、そのほかの部分が児童発達支援センターになるのかというところをご説明いただきたい。そこからまず伺いたいと思います。

○藤村子ども育成課長

こちらの建物は3階建てで、3階が児童センターで、1・2階が児童発達支援センターとなっております。

○あくつ委員

3階部分が児童センターであるということでありまして、今回、詳細な選定結果の報告書を頂いているのですが、その中で幾つか伺います。

まず、3ページのところで、公募の結果、5事業者から応募があり、そのうち1事業者は欠格事由に該当し失格、別の1事業者は応募を辞退したことによるということ、3事業者になったということになっているのですが、その辺り、事業者の都合もあると思うのですが、どういう経緯だったのかを教えてください。

○藤村子ども育成課長

こちらは5事業者から応募があったのですが、1事業者の欠格事由に該当したというところは、財務分析の段階で経営状況が抵触したというところで、欠格事由に該当したというものでございます。

もう1者の応募を辞退したというところは、社内調整等の結果、区の要求に応えるのが難しいというところでご辞退されたと聞いておりますが、細かい部分というのはお伺いしていません。

○あくつ委員

これは厚生委員会の部分なのですが、児童発達支援センターに関して、今回、インクルーシブひろばベルも入っているということで、事業者名は公開されておられませんけれども、恐らくその事業者も今回エントリーされていたのかな、5事業者の中の残った3事業者の中に入っていたのかなと思います。今回、学研ココファン・ナーサリーが候補者になられたというところで、その選定結果について、予備委員会と本委員会の2つ、会議の要旨と意見が載っているのですが、少しその中で教えてください。

4ページのところで、学研ココファン・ナーサリーの提案では、唯一、統括責任者の配置が提案されていたということが書かれていますけれども、ここは逆に、なぜほかが統括責任者の配置というのを提案されていないのかというところ、統括責任者が配置されているということが、どうメリットなのかということが一つ。

それと、その下の部分、これは課題なのでしょうけれども、施設規模に対して全体的に人員およびコ

ストに過剰感があると。「あるものの」ということはありますけれども、これについては、本委員会のほうでは特に言及がないのですが、その辺りはクリアできるということで選ばれたのでしょうかというところが一つ。

それと、事業者Bについて、構成法人に医療法人社団が加わっている点はメリットと感じにくいとあります。これはどちらの委員会でも書いてあるのですが、もう一つのほうでは、直接的に利用者の対応はしないと書いてある。まず、なぜ対応しないのに、提案理由に書いてきたのかということが不可解なのですけれども、その辺りのご説明をお願いします。

○藤村子ども育成課長

3点ご質問いただきました。

まず、統括責任者の配置メリットというところですが、今回、児童センターと児童発達支援センターを一体的に管理していただく形になります。両方について、インクルーシブというやり方をしておりますけれども、両方同じ事業者を選任することによって、事業がより広がるとか、相乗効果を求めていくものになりますので、両方の施設について総合的に管理できる方がいいというところは、一つのメリットであるというところで記しているものです。

また、もう1点、コストに過剰感があるというところで、予備委員会で指摘があったところですが、こちらに関しては、過剰感があるものの、人件費の単価につきましては、ほかの区内施設と比較しても同水準であるというところで、1人当たりの人件費に直してみると、こちらはクリアされているのかなというところがございます。

続きまして、予備委員会ではなくて、選定委員会のほうになりますけれども、学研ココファン・ナーサリーの上から3つ目のところ、事業規模や経費についても柔軟に協議に応じるとの姿勢も評価できるというところなので、ここで柔軟に対応していただくところで、クリアできているのかなというところがございます。

Bは、医療法人のところで、直接的に利用者に対応しないという点について、メリットには感じられなかったというところですが、こちらは事業に直接関わっていくというよりは、構成法人として加わって、外枠でサポートしていくとか、そういったイメージがあったため、こういった表現になっているかと思えます。

○あくつ委員

選ばれるべくして学研ココファン・ナーサリーが選ばれたのかなと。そもそも一体的な施設の運営を求めている、相乗効果を求めているという話の中で、そもそも統括責任者の配置を、ほかのところは提案しなかったというのが謎です。だから、当然ここが選ばれるのだろうなと思いました。

それと、外枠から医療法人というところも分かりますけれども、直接対応しないというところで、先ほどの説明で分かりました。

ココファン・ナーサリーは私も若干調べさせていただいて、お名前はよく聞きますけれども、東京都内、神奈川、埼玉、千葉、大阪で71か所ほど、保育所、学童施設、児童発達支援施設を展開されているということで、実績、ノウハウは非常に持ちなのかなと思えます。分かりやすい資料とご説明をいただいております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

あくつ委員と同じような視点で私もお伺いしたいと思います、今回選ばれたココファン・ナーサリーの意見の中に、1法人でセンターを運営するとの提案は効率的な運営が期待できるということなのですが、ある意味、どんな組織、事業も、効率性を求めなければいけないと思うのですが、児童センターなり、あるいは発達支援センターの運営の中に、一定の効率性を求めることも必要なのかもしれませんが、一方で、効率性を求めるがゆえに、事業としての本来の求める成果につながらないということも、逆にあり得るのかなと思うのです。

ここにプラスの評価として、効率的な運営となっていますが、子ども未来部として児童センターの運営において効率性を求めることの率直な評価というのでしょうか、それはどういうところから、なぜ効率性を求めたのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○藤村子ども育成課長

こちらは効率的にと書いてございますけれども、あくまで今回は指定管理者の指定というところでございますので、もちろん、施設の設置目的に沿った事業を運営していただくというのが大事になってくるので、そういったものを踏まえた上での効率性というところになるかと思います。

また、学研ココファン・ナーサリーにつきましては、予備委員会の中で記載がございますけれども、こども意見箱の設置ですとか、こども基本法ですとか、こども大綱になぞらえたようなかたちで子どもの意見を聴いて管理運営していただくというご発言もございましたので、そういったものを踏まえた上での効率的なものとして捉えていただければと思います。

○田中委員

運営において、効率性を追求することによって、子どもに対してのケアに影響がないような形で、効率性を、ぜひ求めていただきたいと思います。

今回、今までは児童センター単独の施設であったところに、児童発達支援センターも加わって、両方同一の指定管理者が運営するということなのですが、統括責任者を置くということで、両方の施設を同時に、責任ある立場で見えていただくというところを評価しているのですが、同じ子どもを対象にする施設としては共通項がありますが、児童センターが求める要素と児童発達支援センターが求める要素は、そもそもの施設の役割としては異なっているものだと思うのです。どちらを優先するということは、あってはいけない部分だと思っていて、それぞれ、児童センターとしての事業を最大限の追求をする一方で、児童発達支援センターとしての事業を最大限追求するという姿勢で臨んでいただきたいと思うのです。

確認ですけれども、書きぶりとして、統括責任者を置くという中における比重のつけ方というのでしょうか、そこが絶対あってはいけない。それぞれの出来る最大限の事業として、成果を上げていただかなければいけないと思っているのですが、すみません、微妙な表現かもしれませんが、両方同一の、同時に責任ある立場でというところの一方で、子ども未来部としては、児童センターにはしっかり対応してもらいたいというお立場だと思いますが、そこでの比較といいますか、差について、求めていくお立場としての判断、評価をお聞かせいただけますか。

○藤村子ども育成課長

児童発達支援センターと児童センター両方が入る施設ということなので、もちろんそれぞれの役割と目的というのは果たした上でということでございますけれども、統括責任者を置くことによって、例えば今、児童センターで実施している乳幼児親子を対象としたプログラムとか、そういったものをインクルーシブな形で、共同で開催するとか、障害の有無によらず交流ができるプログラムというのを進め

ることもできるのではないかと考えています。

また、部としてというか、児童センター全体としては、こういった試み自体がここでうまくいくことがあれば、ほかの館でもそういった形でのインクルーシブな交流というのも進むかなというところは考えておりますので、そういった意味でも、統括責任者というものを置くというのは、評価に値するのかなと考えております。

○田中委員

ある意味、矛盾するような質問になってしまうかもしれないのですが、児童センターと今回の児童発達支援センターが、初めて区内では同じ施設内、建物内に合同で運営がされるという、逆のメリットも活かしていただけたところがあれば、ぜひ活かしていただきたい。

区内でいうと2例目の児童発達支援センターだと思いますが、児童センターとの合築は初めてですので、子ども未来部側からの視点で、児童発達支援センターの運営に対しての相乗効果を出していただくような視点での取組を、ぜひお願いしたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○藤村子ども育成課長

児童センターの運営の点では、発達に特性のあるお子さんが来館してくるというケースもあるのですが、児童センターでそれほど多くないと。また、なかなか交流して遊ぶということもありませんので、そういったところを今回、児童発達支援センターと同じ建物になりますので、この大原児童センターをきっかけに、交流というか、新しいものが進んでいくような形になればいいかなと思っています。

○田中委員

ぜひそこは期待していきたいと思います。ありがとうございました。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

1点、選定理由に、子どもに関連する施設の運営実績が豊富とありまして、区内のすまいるスクールで一部、学研ココファン・ナーサリーに委託をしている実績があると思いますので、改めて現在の実績と、学研ココファン・ナーサリーが運営してくださっているすまいるの特徴でしたり、評判でしたり、何か魅力があれば、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○藤村子ども育成課長

学研ココファン・ナーサリーの実績としては、学童保育に限ると、今、全体で34施設運営しているらっしゃるということで伺っていて、区内では6施設を運営するような形になっております。すまいるスクールでは、一貫校を2校担当している形になっております。あと、配慮を要する児童が多いところをご担当いただいているような形になっております。いずれにおきましても、しっかりご対応いただいているということで、学校側からも、担当指導員からもお話を伺っているところでございます。

○西村委員

実際にすまいるスクールに行かせている親御さんからもお話を聞いたことがあるのですが、大変様々なアクティビティをしてくださるということで、私も評判を伺っております。

先ほど田中委員からもあったのですが、課は変わってしましますが、もともとこの場所でインクルーシブひろばバルを展開してきたという経緯がある中で、今回新しくなる中でも、インクルーシブな場になるというコンセプトでやっていただけたらと思うので、まさに1法人でセンターを運営し

ていただくことで、建物の動線も含めて、発達のあるお子さんと健常児のお子さんが関わり合う場になることを期待して、ぜひ両輪での取組をお願いしたいと思いますが、その辺り、いかがでしょうか。

○藤村子ども育成課長

建物の動線も含めてというところでございますけれども、2階と3階になってくるので、直接行き来できるかというところはあるのですけれども、児童発達支援センターのほうの場所をお借りして、何か事業をすとか、もしくは児童センターのほうの場所を使って事業をすとか、そういった形で、場所で区切らずに交流できるようにはしていきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○山本副委員長

私からも何点か伺います。

2ページの選定理由のところ、先ほどほかの委員からも申し上げましたけれども、両センターを一体的に効率よく運営することが期待できるというところなのですが、コストや効果などについて定量的に示されているようなものがあつたのでしょうかというところと、それからもう一つ、先ほども質疑にございましたけれども、管理運営経費について、協議の上、柔軟に対応する姿勢が評価できるというところなのですが、事業者の方が、例えば具体的に追加負担すとか、何か具体的なやり方についてのご提示があつたのでしょうか、お教えてください。

○藤村子ども育成課長

定量的にお示しできるコストというところですが、今回、1施設分になるということで、ここで具体的な金額をお示しはできないのですけれども、コストというのは抑えられるようにしていきたいと思っています。

管理運営費については、ご提示のあつた金額というものはあるのですけれども、必要な人の配置ですとか、そういったところをこれから詰めていって、少しずつ縮減できたらとは考えているところです。

○山本副委員長

定量的にご説明があつたのか、はっきりしませんけれども、一体的にやるということで、双方向でやり取りすることのメリットもあるというこれまでのご説明に加えて、効率よくできるということですので、子どもたちや利用者にとって、よい環境づくりをすることが最優先であると思います。一体運営の効率化もできるということで、ぜひサービスを落とさずに効率的に運営することも進めていってもらえればと思います。

それから、今回、要望となりますけれども、一体運営ということで、それぞれの事業者が替わるということになります。それぞれ大原児童センターと大原発達支援センターを視察させていただきましたけれども、よく通う子どもや利用されている保護者の皆様、それぞれの事業者がよい関係をつくっているなど感じておりました。新しくなるということで、ぜひとも継続的な関係が持続されるように、事業者の方々によく引継ぎが行われるよう、区としても支援、対応をお願いできればと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第83号議案、指定管理者の指定についてにつきまして、各会派の態度を確認

いたします。

それでは、区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第83号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(3) 第75号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出等 文教委員会所管分）

○こんの委員長

次に、第75号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村子ども育成課長

私からは、第75号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算について説明いたします。

初めに、補正予算資料の7ページをご覧ください。7ページにございます第2表、債務負担行為補正のうち、追加の項目でございます。今回の補正に当たり、上から2段目、中原児童センター改築工事に886万3,000円を追加、3段目、中原保育園本園舎整備工事に1,575万6,000円を追加、また4段目、荏原保健センター内オアシスルーム改修工事に133万円を追加するものでございます。

次に、資料の14ページをご覧ください。こちらの資料中段でございます。3款民生費、2項児童福祉費、5目保育園調整費に1,245万4,000円を追加し、42億2,239万円とするものです。こちらは、保育園改築事業におけるインフレスライド増額分、およびぷりすくーる西五反田におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業費として計上するものでございます。

次に、6目施設運営費につきましては、1億2,750万円を追加し、346億15万2,000円とするものです。こちらは、区内保育園におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業分として計上するものでございます。

こちらの詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○芝野保育入園調整課長

それでは私から、補正予算、区立保育園・児童センター改築工事等における契約金額の変更につきましてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

初めに項番1、経緯でございますが、大井保育園および中原保育園・児童センター改築工事ならびに荏原保健センター内オアシスルーム改修工事におきまして、賃金等の変動に対する工事請負契約条項第25条第6項のインフレスライド条項の規定に基づき、請負者より契約金額の変更の請求があったため、令和6年度予算の補正および債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、項番2、契約の相手方および契約年月日でございますが、資料記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。項番3、補正内容でございますが、今回計上させていただくのは、(1)記載の大井保育園本園舎整備工事に関する補正予算でございます。補正の内容でございますが、契約金額は10億5,519万4,000円、補正額が①記載の1,095万4,000円で、変更後の契約金額は10億6,614万8,000円となります。

(2)の中原保育園本園舎整備工事および中原児童センター改築工事につきましては、債務負担の追加を行うものでございます。子ども育成課、中原児童センター分として、契約金額が6億1,617万6,000円、補正額が②記載の886万3,000円で、変更後の契約金額は6億2,503万9,000円となります。

次に、保育入園調整課、中原保育園分として、契約金額が10億9,542万4,000円、補正額が③記載の1,575万6,000円で、変更後の契約金額は11億1,118万円となります。

(3)の荏原保健センター内オアシスルーム改修工事につきましても同様に、債務負担の追加を行うものでございます。当初のオアシスルーム分の契約金額が1億1,305万1,000円、補正額が④記載の133万円で、変更後の契約金額は1億1,438万1,000円となります。

○船木庶務課長

それでは私から、一般会計補正予算（歳出等 教育委員会事務局所管分）について、概要を説明いたします。補正予算資料の7ページをお願いします。

まず、7ページの下段でございますが、債務負担行為補正、変更でございます。こちらは、鈴ヶ森小学校の仮設校舎賃貸に係る委託契約の入札が不調となったため、工期の再設定に伴う債務負担行為期間につきまして、令和6年度から令和11年度としていた期間を、令和6年度から令和12年度に変更するものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。歳入14款都支出金、2項都補助金、6目教育費補助金に300万円を追加し、2億3,519万2,000円とするものです。こちらは、とうきょうすくわくプログラム推進事業補助金としまして、とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施に際し、都補助金補助率10分の10を計上するものでございます。

次に、18ページ下段をお願いいたします。7款教育費、1項教育総務費、2目学務費に550万4,000円を追加し、6億4,013万8,000円とするものです。こちらは就学支援費として、補助教材費保護者負担軽減事業につきまして、特別支援学校への対象拡大に係る増額補正を行うものでございます。

次に、20ページをお願いします。同じ款項内、3目教育指導費に300万円を追加し、30億7,327万8,000円とするものでございます。こちらは保幼小連携推進経費として、都補助金を

活用した区立幼稚園におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業の実施に係る増額補正を行うものでございます。

詳細につきましては、各担当の課長よりご説明申し上げます。

○中谷指導課長

令和6年度とうきょうすくわくプログラム推進事業について説明いたします。

とうきょうすくわくプログラムとは、東京都補助事業であり、全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラムとなっております。区立幼稚園では二葉幼稚園、八潮わかば幼稚園の2園で実施をいたします。二葉幼稚園はボールを活用した活動、八潮わかば幼稚園は自然との関わりを深める活動を実施予定です。本事業を活用することで、区立幼稚園において実施しております探究的な学びについて、より規模感のある教育活動を行うことができると考えております。

予算額につきましては、歳出1園当たり150万円にて2園で実施、計300万円となります。歳入につきましては、10分の10の都の補助事業であることから、歳出と同額の300万円となっております。

○中島保育施設運営課長

私からは、とうきょうすくわくプログラム事業の保育園分についてご説明させていただきます。資料は前に戻りますが、ご覧いただきたいと思っております。

とうきょうすくわくプログラムの内容等については、先ほどの指導課長の説明と同様でございますが、区内の保育園86園で実施する予定で、各園で子どもたちの興味・関心に応じてテーマを設定し探究活動を行い、区立園では区のホームページで活動内容を公表するものでございます。保育園においても、本事業を活用し、より規模感のある探究的な学びを行うことができると考えております。

予算額については、1億2,900万円、1園当たり150万円を、4に記載の実施施設86園分で行い、10分の10の都の補助事業でございます。

スケジュールは、施設類型によって東京都補助金の所管が異なるため、それぞれのスケジュールを記載しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○荒木学校施設担当課長

私からは、鈴ヶ森小学校仮設校舎賃貸借に係る債務負担行為期間の変更について説明をいたします。

まず、項番1、概要でございます。鈴ヶ森小学校改築工事については、仮設校舎建設に令和6年12月から着手する予定で入札手続を進めていましたが、5月に実施した仮設校舎賃貸借の入札が不調となり、予定どおりの着手ができなくなりました。要因として、能登半島地震の復興対応や建設業働き方改革などに伴う労務不足の急速な進展が考えられたため、仮設校舎建設の着手時期および以降の改築工事全体スケジュールの見直しを行いました。

このたびは、スケジュール見直しに伴い、仮設校舎賃貸借に係る債務負担行為期間を変更するものです。

項番2、改築工事全体スケジュールです。今年7月の文教委員会にてご報告したとおり、仮設校舎建設の着手時期を令和7年6月に改めております。債務負担行為期間については、赤の破線でお示している令和6年度から12年度となります。

項番3、補正予算額について、現予算からの変更はございません。

項番4、債務負担行為の変更内容については、ご説明したとおりです。

最後に項番5、今後の予定です。今年11月から12月にかけて、仮設校舎賃貸借の公告、契約と、手続を進めます。年明け令和7年1月から5月には、建設に係る諸届を行い、6月からの仮設校舎建設着手に備えます。

○柏木学務課長

それでは、私からは、補助教材費保護者負担軽減事業の対象拡大について説明をさせていただきます。

こちらの内容といたしましては、今年度から品川区立学校で実施しております補助教材費保護者負担軽減事業について、特別支援学校の在籍者に対象を拡大するものとなります。

それでは、1、目的です。特別支援学校に在籍する児童生徒は、区の就学相談等の結果、区立学校では就学が困難であることから、特別支援学校に進学した経緯がございます。そのため、区立学校に就学していたら補助教材費の負担の軽減がされるはずだったことから、今回、特別支援学校在籍者にも支給対象を拡大し、子育て家庭の負担軽減を図るものです。

2、対象者です。区内に住所を有し、特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者を対象といたします。

3、支給額および実施方法でございます。

(1) 支給額でございますが、こちらは補助教材費の実費分の補助となります。

(2) 実施方法です。①保護者への周知についてですが、教育委員会で特別支援学校の副籍等で把握している方につきましては、個別に案内を送付いたします。また、区ホームページ、広報等で事業を周知してまいります。そのほかにつきましては、記載のとおりとなります。

4、補正予算額でございます。補正予算額は、550万4,000円でございます。

最後に、5、スケジュールです。記載の内容で進めていきたいと考えてございます。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○この委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

補正予算は多岐にわたりますが、順不同で一つ一つお伺いしていきたいと思っております。まとめて申し上げます。

まず、スライド条項の適用というところで、大井保育園、中原保育園、そして荏原保健センターのオアシスルームというところで、請負者より契約金額変更の請求があり、契約約款に基づいてスライド条項を適用ということですが、この理由は何なのかというところが多分なかったと思うので、どういう理由でこの申出があったのかということをお教えください。今、3つの施設について出てきていますが、請求理由がもし共通するものである場合は、ほかの施設等でもこういった申出等があるのか、今協議中であるとか、そういったことがあるのかどうかをお教えくださいというのが、まず1つ目です。

次に、鈴ヶ森小学校の仮設校舎賃貸借について、私はスキームがよく分かっていないので教えていただきたいのですが、5月に実施をした仮設校舎賃貸借の入札が不調となったということですが、仮設校舎の建築というお話は、賃貸借と建設の関係で、仮設校舎を借りるということだったのか、作ったものを借りるという話なのか、そこが分からないので、教えていただきたいです。理由として、建設業の働き方改革とか、労務不足と書いてあるのですが、これはどちらかというところを建設の話であって、それが賃貸借の入札ということにどう関わるのかということをお教えいただきたいと思っております。

それと、順不同で申し訳ないです。最後に説明のあった教材費の特別支援学校在籍生徒への適用というところですが、こちらの対象者なのですけれども、大体何人ぐらいを想定されているのですか。支給額については実費とありますが、全体の補正予算額が550万4,000円ということなのですが、これは金額として、どういう金額でこういう積算になっているのか、聞き取り等をしたのか、それとも都立学校在校生の何かデータがあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

それと、とうきょうすくわくプログラムの全体の話は教育委員会でも子育ての部分でも、どちらでも構わないのですけれども、分かりやすい教育委員会の幼稚園のほうにお聞きしたいのですが、1園につき150万円という結構ボリュームの大きい予算が都から10分の10で下りてくるというところで、二葉幼稚園はボールを使った取組、八潮わかば幼稚園は自然との関わりの活動を行うというご説明がありましたけれども、そのテーマだけを伺うと、恐らく今までもやっていることなのかと思うのですが、主体的・協働的な探究活動というところで今回のテーマについて、今までとどう違うのか、どういう目新しいことを考えられているのか、また、今回は教育委員会については2園ということですが、これを今後どのように展開されていくのか、ほかの園等を含めて教えていただきたいと思います。

とうきょうすくわくプログラムの先ほどの保育園の部分で、スケジュールとあるのですけれども、これは今年度予算、補正予算なのですが、補助金交付決定とか精算が来年になっているのですけれども、補助金交付決定は今年度ですね。どのような形で、いつまでに使うのかということ、期限は何かあるのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

すみません、まとめて質問します。お願いします。

○芝野保育入園調整課長

スライド条項適用に至った理由ということでございますが、こちらは工事請負契約を締結後、労務単価や材料費が高騰した場合に、請負者の請求に基づいてスライド条項を適用する形になっております。

今回、要件としては、令和6年3月1日が工期内にありまして、残工事が2か月以上、そして事業者負担分として、1%を事業者で負担していただきますので、これを超える分につきましては、スライド条項を適用するという形になります。

ほかの工事案件で申出があったかということでございますが、要件に合致した場合は、請負者から申出をいただく可能性はございます。

○荒木学校施設担当課長

仮設校舎賃貸借の建設に関する質問でございます。こちらにつきましては、仮設のリース事業者側で、仮設校舎建設も一体的に行うというものでございます。できた仮設校舎を区が借りるというものでございます。したがって、労務不足というのは、仮設リース事業者の技術者ですとか、あとは、その技術者の下で働く作業員の方々の労務不足というところを示しております。

○柏木学務課長

それでは、私からは、補助教材費のご質問にお答えいたします。

最初に対象者数でございますが、245人と想定をしております。

それと、今回の補正予算の根拠と、特別支援学校の補助教材費について、どれぐらいかかっているかというお話でございますが、特別支援学校の補助教材費につきまして、いろいろ調整、調査等をさせていただいたのですけれども、区では正直、どれぐらいかかっているのか、金額については、把握ができなかったというのが事実でございます。そのため、今回予算につきましては、区立学校の補助教材費の負担軽減事業の各学年の基本額、単価を用いまして、それ掛ける人数という形で出させていただいて

ございます。

○中谷指導課長

すくわくプログラムの探究的な学びについてのご質問でございます。

まず、2つの園で実施をしていきたいというのは、150万円という大変大きな額を扱うものになりますので、いかに教育効果を上げていくかというところで、まずは2園に、先進的に研究をしていただきたいという思いで実施するものでございます。

例えば、八潮わかば幼稚園の自然との関わりというところだと、日頃から園内の自然に触れるという活動は行っているわけなのですが、そこに例えばビオトープなどを作って、プランターですとか、園内マップを作ったりとか、摘んでもよい草花があるなど、より環境を整えることによって、子どもの考えが深まっていくということをまず期待して、やっていきたいと思っております。

二葉幼稚園はボールがテーマなのですが、どの園にもあると思うのですが、今回このプログラムを使ってやりたいこととしては、様々な大きさだったり、素材だったり、柔らかさのボールに子どもたちがじかに触れていただく、もともと非常に身近な教具だと思うので、そこからいろいろなボールと触れ合う中で、遊びを深める中で、様々な新しい発想を生み出していきたいというものでございます。また、それに関連して、物語であったり、演劇に触れたり、少し発展的な活動にもチャレンジしていきたいと思っております。

幼稚園の教員は、日頃教育会というところで研究を行っているところなのですが、その場でこういったプログラムの活用成果というものをしっかり共有して、次年度については、他園にも拡大していけるような形で計画をしております。

○中島保育施設運営課長

とうきょうすくわくプログラムの保育園分の執行スケジュールについてのご質問でございます。説明不足が少しありましたが、東京都の規定により、6月26日以降の経費が対象になるということで聞いておりますので、今回ご議決をいただきました後に執行しまして、3月末までに終える予定でございます。

東京都の事前の意向調査等もありまして、そちらに参加を希望しているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。少し私も理解不足なところがあったのですが、よく分かりました。

おおむね子育て、子どもたちの教育の部分については、前向きな補正予算だと思いますので、反対するものではないということと、あとは、特に特別支援学校の補助教材費については、私どもの会派としては要望しておりましたので、なかなか金額も分からないとか、いろいろな事情もあると思うのですが、これは速やかにぜひ進めていただければと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○田中委員

私も順番に、まとめてお伺いしていきたいと思えます。

まず、保育園・児童センターの契約金額の変更に関してであります。インフレスライドに伴っての金額変更ということになります。原因、理由等々ございましたが、まず一つ確認をしたいのは、金額が変わったことと、工事そのものの工期といいますか、内容的に影響があるのかどうか。契約は変わるけれども、事業のスケジュールとしては変わらないのかどうかということ。あと、インフレスライドはじ

め、契約金額の変更で、議決を経て契約された工事のうち、5%以上の変更があったときは議決が必要ということですが、今回それぞれ5%を超えているとあって、逆に言うと、5%未満の議決にはかからない、専決で行われるような案件があるのかどうか、これは確認だけさせていただきたいと思います。

それと、鈴ヶ森小学校の関係であります。債務負担行為の変更理由として、能登半島地震の復興対応ということが掲げられております。それで、債務負担行為が変更ということですが、さらに言うと、大雨によってますます甚大な被害を受けてしまっているのですが、今回の案件は1月1日の地震によっての影響だと思っております。その後の大雨によって、さらに被害を受けているということが、さらに再びこういう債務負担行為期間の変更ということにつながるのか、今の予測といたしますか、現状の見直しをお聞かせいただきたいと思います。

それから、補助教材費の関係であります。素朴な疑問としては、なぜ当初予算に入っていなかったのかということですが、それぞれ会派の方々の要望があつてつながつたのかと思っております。補正対応、これまでの経緯も含めて、その部分は確認をさせていただきたいのと、さっき説明がなかったのですが、3の(1)の米印のところ、要は、冒頭にもありますように、最初、普通教室に入った子どもが、いろいろな事情で特別支援学級に移る場合、年度をまたいだ形で移行する場合は、最初、普通教室のときに補助教材を受けた子どもは、途中から特別支援学級に入ったときに、そこで必要となる補助教材は対象とならないと思えるので、その辺りの確認で、共通する教材であれば、普通教室のときに受けたものがそのまま活かされるということですが、この書きぶりだと、特別支援学級にだけ必要な教材は補助の対象にならないという受け止めでいいのかどうかということの確認をしたいと思っております。

それと、とうきょうすくわくプログラム関係ですが、先ほど指導課長からお話あったように、教育委員会だと2園だけですし、子ども未来部だと86園だけと特定の園が対象となっておりますが、代表してそれぞれ先行して、それぞれの園が対象となってこの事業に取り組むわけですので、その成果はぜひ他園に対しても共有していただいて、その事業のよさを全体で受け止めていただきたいと思います。改めて、指導課の課長からはお話がありました。保育入園調整課の思いもお聞かせいただきたいと思います。

今回、東京都の事業としてこれが行われて、10分の10の補助対象で行われる事業ですが、今回が初めてなので試行的にやる中で、今後、東京都がこの事業を引き続きずっと継続していくのか、あるいは単年度なり数年で終わってしまうのか、その辺の見通しと、成果によっては、東京都の事業かもしれませんが、東京都がこの事業をやめたとしても、いい内容のものであれば継続して、区が単独でこの事業を継承して行っていくことを考えていくこともいいかと思っております。今の段階での教育委員会および子ども未来部の、この事業に対する見通しをどのように受け止めていらっしゃるのかというところを、それぞれお聞かせいただきたいと思います。

○芝野保育入園調整課長

私からは、インフレスライド条項の適用により契約変更に至った場合の影響についてご説明させていただきます。契約変更になった場合の影響ですが、基本的には、工期等には影響は及ぼしません。労務単価の見直しは主になりますので、契約内容は変わらないと受け止めていただければと思います。

次に、1億8,000万円以上の建築工事の契約変更する場合で、5%以上の契約金額の変更が生じた場合に議決案件になるということなのですが、5%未満の場合には専決処分をさせていただきます。

直近の委員会でご報告させていただくという形を取らせていただいております。なお、大井保育園、中原保育園については今回5%未満のパターンで、議決が必要となる変更はございません。

○荒木学校施設担当課長

仮設校舎建設について、能登半島の大雨に関する影響でございます。こちらはまだ顕在化しているものではございませんが、各方面へヒアリングして、注視して進めていきたいと思っております。

一方で、各事業者からは、他自治体の発注が年度当初に集中したことですか、あとは民間の工事も非常に発注が多かったということで、この発注スケジュールに合わなかったとも聞いておりますので、この点については解消されるものと考えております。

○柏木学務課長

それでは、補助教材費の関係でございますが、当初予算ではなかった理由でございますけれども、先ほどあくつ委員の質問で少しお答えしましたが、特別支援学校の補助教材費がどれぐらいかかっているかというのは、区では把握ができないということがございました。そのため、この間、実際どれぐらいかかっているのかの調査等をしてございました。また、実際、やはり把握ができないということで、この補助事業の実施方法についても検討しており、少し時間を要したため、当初予算では計上できず、今回の補正予算となっております。

それと、3の(1)支給額のただし書の件でございますが、こちらは、特別支援学校には都が実施しています就学奨励費というのがございます。その中の支給品目の中で、補助教材費等というのがございまして、就学奨励費に認定された方については、補助教材費等が支給されているということで、それを前提といたしまして、認定され補助教材費等が支給される方については、その金額を精算した分で支給をしたいということを考えてございまして、そのことをこちらのただし書に書いております。

途中転学で特別支援学校に行かれた方につきましては、区の補助教材費の補助事業というのは、基本的に現物支給でございますので、特別支援学校でそのまま使えるものについては、そのままお使いいただけます。ただ、特別支援学校で新たに補助教材を購入しなければいけないという場合については、当然、支給の対象と考えてございます。

○中島保育施設運営課長

私からは、今回のとうきょうすくわくプログラムの成果のほかの保育園などへの共有についてお答えさせていただきます。事業の開始年度ということであり、検討期間が必要ということで、全部の園が参加できなかったというところはございますが、委員おっしゃるとおり私立園長会でありますとか、公私立連携などの場もございますので、そういう場で先行園のノウハウ、実績などは共有してまいりたいと思っております。

2点目の東京都の補助の継続のところでございますが、現時点で聞いていますのは、今回採択を受けましたら、6年間補助の対象となるという予定と伺っているところでございます。また、新規採択につきましても、令和6年度から8年度の3か年が対象になると聞いておりますので、また来年度以降につきましても、多くの園に呼びかけてまいりたいと思っております。

また、東京都の補助がなくなった場合につきましても、6年後以降ということになると思っておりますが、今回購入したものでありますとか、ノウハウなども蓄積されていると思っておりますので、その当時の状況を鑑みまして、区としても積極的に幼児教育は推進してまいりたいと考えております。

○中谷指導課長

今のとうきょうすくわくプログラムの件なのですが、教育委員会としましても、まず2園でス

スタートしたのですが、次年度は全園展開というところを目指していきたいと思います。また、東京都から6年間という期間をお示しされているので、都と連携して継続できる活動にしていきたいと思っております。また、6年後につきましても、その時点でしっかりと成果を検証していきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

ご説明ありがとうございました。

特別支援学校の補助教材について、例えば区立でしたら、書道セットですとか絵の具セットなどの補助教材があると思うのですがけれども、特別支援学校では例えばどのような補助教材があるのか、お子さんによって異なることもあるのではないかと考えたのですがけれども、その点をお聞かせいただければと思います。

○柏木学務課長

特別支援学校の補助教材がどういうものかということでございます。障害にもよるとは思いますが、知的障害ではない場合はドリルですとか、そういうものがあるのかなと考えてございます。また、大体共通しまして、調理実習ですとか、あと工作の材料費、こういうものが補助教材としての対象となってくると考えてございます。

○西村委員

1点、気になっておりますのが、他区から通う児童との差が出てくるのだらうと思っておりますので、その点に関しましては東京都と連携をしていただいて、引き続き意見交換などをお願いしたいと思っております。

あと、もう1点は要望ではあるのですが、とうきょうすくわくプログラムで、ピオトープなどがとてもいいなと思っております。ただ、幼稚園だからこそできることと、ハード面の課題があって保育園ではできないこともあろうかと思っておりますので、先ほど演劇に触れるというご説明もありましたので、大変自由に使える幅が広い取組だと思っておりますので、各園の取組の中で、ぜひ工夫を凝らしていただいて、先ほど他の委員からもありましたが、幼稚園・保育園の垣根を越えたそれぞれの事例の共有というのをぜひお願いしたいと思っておりますので、これは要望にさせていただきます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○せらく委員

2点、お伺いしたいと思います。

まず、補助教材費についてなのですが、実際の保護者の徴収の仕方が分からないのですが、教材費を区で補助するとなったときに、控えみたいなのが手元がないといった場合は、今年度4月から遡って支給できるということなので、都の就学奨励費について、何か使ったものの一覧というのが出るのか、精算できなかつたら大変だなと思ったので、その確認をさせていただきたいと思っております。

もう1点が、とうきょうすくわくプログラムで保育園についてなのですが、1園当たり150万円出るということで、保育園だとゼロ歳児から6歳児まで幅広く児童が在籍しているので、なかなか統一した内容にするのが難しいのかなと思うのですが、この150万円というのは1つのイベントではなく、複数のイベントでも使えるかどうかをお知らせください。

○柏木学務課長

補助教材の購入の保護者控えてございます。こちらは補助教材の補助事業ですが、こちらの考え方といたしましては、東京都の就学奨励費の支給品目の補助教材費等という考え方に準拠しようと考えてございます。

その説明でございますが、学習の単位となる生徒等全員が一律に個人の専用として使用または制作等のために負担するものとなってございまして、括弧書きがございまして、保護者等が自ら購入した教材と、教育課程以外で使用するものは支給対象外となっております。

こちらですが、考え方といたしましては、今やっています区立学校の補助教材費の事業と考え方は同じになりますので、この就学奨励費の考え方で、補助教材費の定義をしていきたいと考えてございます。

補助教材費の件でございますが、この定義でいきますと、学校が一括で購入していると考えてございます。学校が購入した場合は、通常、保護者にその領収書とかは発行しませんので、領収書については、保護者は持っていないと想定しております。ただ、学校が購入する際は、事前に保護者に購入品や購入金額については通知がされると考えてございます。ですので、購入の証明といたしましては、学校からの通知をもって申請してもらうことを考えてございます。もしその通知をなくしてしまったとか、手元にないという場合は、学校から再発行してもらうということで対応いただきたいと考えてございます。

○中島保育施設運営課長

私からは、すくわくプログラムの保育園についてお答えさせていただきます。

今回、対象がゼロから6歳ということになっておりますが、園によって、そのときの関心とか園の運営等によって対象等は決めていくと思っておりますが、幅広く対象としていただけるものと思っております。

また、テーマにつきましても、複数テーマを一定程度、複数月継続すれば、複数テーマも可能ということでございますし、先ほど申し上げた来年度以降も実施する場合は、テーマを変えるなどすることができますので、そういう形で幅広く、園の子どもたちに探究活動をしていただきたいと思いますと思っております。

○せらく委員

補助教材費の件も了解いたしました。とうきょうすくわくプログラムのほうも、複数テーマでやっていただけるということで、保育園独自の考えとかも、子どもたちのために使っていただけるのかなと思います。

それで、すみません、もう1点なのですけれども、東京都が実施する研修会等に参加というのは、実施する園の各1名などを対象にされるような形を想定されているのでしょうか。誰が参加するかというところを教えていただけたらと思います。

○中島保育施設運営課長

研修につきましてですが、こちらはオンラインで、YouTubeで動画を視聴するという形になっているところでございます。その中の専門家から、プログラムの活用方法でありますとか、乳幼児の教育の基調講演なども含まれておりますので、幅広く、参加する先生方がご覧いただいて、アンケートに答える形で研修参加という形となっております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより、第75号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和6年請願第13号 品川区立小中学校の社会科見学・授業等で防衛省見学・自衛隊見学・自衛隊体験などを行わないことを求める請願

○こんの委員長

次に、予定表の2の請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和6年請願第13号、品川区立小中学校の社会科見学・授業等で防衛省見学・自衛隊見学・自衛隊体験などを行わないことを求める請願を議題に供します。

まず、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは私から、請願項目、3つございますけれども、それぞれの考え方について説明いたします。

1つ目の「区立小中学校において、防衛省見学・自衛隊見学・自衛隊体験を行わないください」についてですが、今回、請願にあります案件ですけれども、6年生の社会科、内閣の働きの学習に関連して、国会議事堂の見学を主としておりますが、もう一つの立ち寄り地として防衛省を選択したものでございます。

防衛省が我が国の平和や独立、国民の生命や財産などを守り、国の安全を保つことを使命としている

組織であることを知ることを学習の目当てとしており、校外学習先として適切であると判断し、実施を認めております。防衛省や自衛隊であることのみをもって、校外学習その他教育活動を制限する考えはございません。

2点目の「区主催および後援する行事で、自衛隊による迷彩服・戦闘車両の展示、VR体験などは行わないでください」についてですが、教育委員会が主催・後援する行事で自衛隊による展示や体験を行うものは、これまでもございません。また、今後についても予定はございません。

3つ目の「子ども・区民に対して自衛隊への勧誘は行わないでください」についてですが、教育委員会から一部の官公庁、会社、団体への勧誘を行うものではございません。

○こんの委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等ございましたらご発言願います。

○西村委員

国の機能を学んでいる小学6年生のタイミングで、社会意識の高まりとともに、学んでいただく必要のある内容ではないかと私も思うのですが、小学6年生が国会議事堂に行く際に、ほかに、防衛省・自衛隊以外にどのような行き先を各学校が選んでいるのか、ほかの行き先もお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長

ほかの事例といたしましては、6年生で三権分立を学習しますので、その中で、最高裁判所を選んでいる学校もございます。また、近隣の施設として、科学技術館等といったところに立ち寄って、社会科と理科と合わせてという形の学習も行っている学校が多くございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。ご質疑はよろしいでしょうか。

○田中委員

今、西村委員からも他の施設をとということがありましたが、ここにあるように、防衛省の見学を実際に行っている学校というのは、どれぐらいあるのでしょうか。また、狙いとしては、今の国の機関、国会の在り方、三権分立も含めた中で、国を守っていただいている防衛省の役割の理解を深めていただくという目的でしょうけれども、結果として、子どもがどういう受け止めをされていらっしゃるのかというのはつかんでいるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

小学校・義務教育学校前期課程6年生、37校分ございますけれども、順次、校外学習で国会議事堂、これはほぼ全校が行っています。その中で防衛省を選んだ学校は、1学期の間では1校のみでございました。昨年度、過去も遡ってみても、防衛省を選んでいる学校はほぼないかなという受け止めでございます。今年度に入ってから1校ということでございます。

当然、社会科見学ですので、事前学習、事後学習があるわけでございますけれども、帰ってきた後の事後学習の中で、その狙いはしっかり達成できたという受け止めでございます。その後、保護者から教育委員会に対して直接意見を寄せられるということは、特段ございませんでした。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年請願第13号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結

論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

本日結論を出すで、不採択でお願いしたいと思っております。理由を述べさせていただきます。

国会議事堂から程遠くない距離にある防衛省・自衛隊を見学場所を選ぶことは、広い意味での社会学習の一環で行われているものと考えられ、隊員確保という特定の目的で実施されているとは考えにくいと思います。ほかの社会学習と公平に扱う観点からは、小中学校に特定の国の機関の見学・体験を行わないように求めることは、子どもたちの学習機会そのものを奪うことになり、望ましくないのではないかと考えますので、不採択でお願いいたします。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択です。理由を述べます。

自分も西村委員、自民党からもありましたけれども、自衛隊を統括する防衛省に社会見学を行うことは隊員確保につながるという論点ですが、これは全く異なっていると思います。それを逆に考えれば、国会議事堂を見学すれば、皆さん国会議員に勧誘しているのですかという話になりますから、ほかの省庁はほかの省庁で勧誘しているのですかという話になるのです。

しかも、この3番目については、先ほど教育委員会が、一切そんなことは官公庁においても民間においても、教育委員会として勧めているものではないという発言もありましたし、私もそう思います。

能登半島地震のボランティアに私は行きましたけれども、その際も自衛隊の方々が懸命に汗を流しながら、災害復旧にご尽力されている姿を拝見しました。少し取扱いを間違えれば職業差別にもつながりかねないような、こういった考え方というのは到底賛同ができませんので、私どもの会派としては不採択とさせていただきます。

○山本副委員長

本日結論を出すでお願いします。理由を述べさせていただきます。

西村委員からもご説明ありましたが、理事者の方がご説明いただきました見学の内容において、社会学習として適切に行われていると考えております。本件は会派として不採択でお願いいたします。

○せらく委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由は、これまで3名の委員が述べていらしゃった内容に同意いたしまして、さらに、自分の思いで付け加えますと、子どもの学びや成長、経験といったところを制限するものではないと思ひまして、不採択としました。

○高橋（し）委員

本日結論を出すで、請願項目の3つに関して、今ご説明ありましたが、不採択でお願いします。

防衛省見学に関しては、今、三権分立というお話がありましたけれども、内閣の一つの組織の機能を説明しているということで、恐らく先生方も、三権分立の中の一つの内閣の中の組織だということをごきちんと指導されて、公平・中立に役所の仕組みを説明されているのだと思います。

2番目、3番目に関しては、教育委員会主催のいろいろな行事などでは、2番目、3番目のことは行っていないということですので、不採択でお願いします。

○田中委員

本日結論を出すで、不採択でお願いしたいと思ひます。

理由は、日本は独立国家でありますので、自らの国は自らで守るのが当然の役目だと思います。そういう中において、防衛省が国を守る行為というのは当然のことです。また、災害復旧等での活動に対しても、これは国民全てが感謝をしているような行為と見ております。

今回の請願をきっかけに知りましたが、品川の公立学校で防衛省へ社会科見学に行かれているということは、大変すばらしいことだと思いますし、1校にとどまらず、他校へのこういう流れが続くことを期待しております。

そういう中にありまして、請願項目が3項目ありますが、それぞれそぐわないと見ております。

もう一つ言えば、憲法には22条に職業選択の自由もありますので、当然、子どもにも自衛隊に入ることを強制するものではありませんけれども、一方で、選択の自由がある以上は、機会を与えてあげるといいですか、選択の幅を広げるという意味でも、自衛隊、また防衛省の見学ということは、いい授業だと思っております。

以上から、今回の請願に対しては不採択ということをお願いしたいと思っております。

○こんの委員長

それでは、本請願については、結論を出すとのことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、簡易採決により採決を行います。

それでは、令和6年請願第13号、品川区立小中学校の社会科見学・授業等で防衛省見学・自衛隊見学・自衛隊体験などを行わないことを求める請願について、お諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 令和6年陳情第47号 MRデバイスを教育利用する設備を設置する陳情

○こんの委員長

次に、(2)令和6年陳情第47号、MRデバイスを教育利用する設備を設置する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕

○こんの委員長

朗読が終わりました。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、MRデバイスを教育利用する設備を設置する陳情について、考え方を説明いたします。

MRデバイスの教育利用についてですが、現時点では1人1台端末や電子黒板の効果的な活用について各校で推進しているところです。また、不登校児童生徒への一つの支援として、今年度、仮想空間を

活用した居場所や学習環境づくりを開始したところです。

この5年間余りで、ICTの活用が飛躍的に進みました。MRデバイスのような最新の技術について児童生徒が知ることは、大切であると認識しております。機材も高価であるため、現時点で区教育委員会として購入する予定はございませんが、MRデバイスを体験できるような施設が今後できれば、校外学習の見学先の候補の一つになることは考えられます。

また、小中学生の段階では、理科の学習において、生徒の興味・関心や、科学的に探求しようとする態度といった情意面での望ましい発達を図るには、実物を直接目にして驚いたり、感動したり、疑問を持ったりする観察、実験、野外観察が最適であるとされています。できる限り実物を直接目にする体験を行い、写真や動画、複合現実（MR）などは、補助的な役割を果たすものと考えます。

今後ますます技術が発展し、MR技術がより一般社会に広まるタイミングで、教育分野への導入について検討してまいります。

○この委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等ございましたらご発言願います。

いかがでしょうか。

○西村委員

今ご説明にもありました、この5年での飛躍的な進歩というのは、私自身も子育てをしながら実感しておりますけれども、学校現場で使用される設備もどんどん新しいものが出てきていると思いますし、教育DXに向けたICT環境の設備は、バージョンアップを続けることは必要だと思えます。

ただ、品川区にはICT推進校がありますので、改めて伺いたいのですが、現在何校ありまして、どのような特化した取組があるのか、また、今後、推進校の取組を全校にどのように広げていくのかを改めてお聞かせいただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

ICTの推進校というところですが、ICTに特化した推進校というよりは、区で指定している研究校という形になります。毎年2校、または幼稚園を含めて園という形で2校園ずつ指定をしております。2年間の研究になりますので、1年間で考えると4校が様々な研究を推進しているということになります。そういったところでICTも活用しながら、探究的な活動を推進したり、SDGsについて研究したり、各校の特色に合わせた活動を行っております。

ICTを使うことが目的にならないように、ICTをどのように効果的に活用して学習内容を深めていくか、そこが狙いになってきますので、間違いのないようにということで各校には周知をしているところです。

また、2年間の研究の最後には研究発表会を行っておりまして、それぞれ各校から代表者が集まって、授業公開を見たり、研究発表を聞いて自校に持ち帰るということを毎年行っておりますので、そういった取組が区内に広がるように、これからもサポートしていきたいと考えております。

○西村委員

私自身もなかなか知らなかったことを、改めて今、インプットさせていただきました。

VRが過去のものであるのであれば、MRもすぐにそうなってしまうという可能性もあるような業界ではないかと思えます。例えば、千葉県印西市でしたらAmazonですとか、埼玉県戸田市ではインテルですとか、そういった先端技術を学校教育に取り込んで、STEAM教育に取り組んでいるような官民連携の取組は、今後検討してみたいと個人的に思っております。

あともう1点だけ、パソコンルームがあると思うのですが、現在どのように活用しているのかと、今後どのように活用していくのか伺えればと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

各校のパソコンルーム、PCルームについてですけれども、現在、1人1台端末が配備されたことで、日常的に教室、体育館、校庭等を含めて、あらゆる場所で1人1台端末が、活用されています。これはiPadになります。しかしながら、どうしてもWindowsでしか動かないようなアプリケーション等もございまして、そういった場合には、パソコン室でWindowsのパソコンを活用しています。そういった形で使い分けをしているというのが現状でございます。

○柏木学務課長

私からは、パソコン教室の今後の考え方でございますけれども、教育委員会として、継続する、なくす等を含めて、何か決定しているものではございませんが、他区の状況ではパソコン教室をなくしているという話も聞いてございますので、他区の状況、あと学校からも意見を聴きながら、今後については考えていきたいと思っております。

○西村委員

パソコンルームがお教室のように完全に仕切られているスペースではないような学校も多いと思いますが、今、生徒・児童が増えているような学校もあつたりと、これから検討していかれるということなので、どのように活用されるかいいかは、これからぜひしっかりとご検討いただければと思います。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○あくつ委員

本筋とは少し違う話で、先ほど朗読を聞いていて、また読ませていただいて、教えていただければと思うのですが、教育現場で昨今問題になっているカエルの解剖、例示としてこれを載せていると思うのですが、例えば、ふだん使っている理科室に解剖用の魚が現れるというお話があるのですが、現状は区立の学校で、ここは区立で別に限定するわけではないのですが、教育現場で、中学校課程ぐらいで解剖の授業というのは、私たちの頃にはありましたが、今もあるのでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

現行の教科書には、イカの解剖が載っていることが多いです。その中で実習をしながら、イカの器官について学習していくわけですが、イカの本体をそろえたりすることが難しい場合には、写真で見たり、動画で見たりということ、それこそ補助的に行っている場合もありますが、実物に触れるというのがベストなことでございます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○田中委員

意見の部分もあるかもしれませんが、極めてアナログ志向の私からすると、この陳情の内容にあるように、VRやARが過去のものとなりますが、このことすら私自身、まだ追いついていない者としては恥ずかしながらも、また一方で、こういう先進技術は、様々な産業の部分もちろんですが、教育の分野においても積極的に活かして、次世代を担う子どもたちの育成においては、今の私自身、大人が遅れていたとしても、将来の世界で生きていかなければいけない子どもたちの教育という観点では、極力こういう先進的な技術も積極的に取り入れていくということは必要だと感じます。

先ほどのご説明の中で、ここが一つのポイントの部分のような気もするのですが、今の学校現場においては、ICT技術を活用する一方で、実物を大切にすることもありました。これはこれで、本物を見て手に取って触ってということも必要だと思いますが、一方で、なかなか実物を手にすることもできない、そういうものに対して、興味や関心を持っていただいたり、そこから学びを広げていただくという意味では、こういうICT技術を、さらに有効に活用しなければいけないと思っております。先ほどのご説明を伺うと、実物のほうを重視していらっしゃるようなお話ではありますが、仮想でのICT技術を活用したり、あるいは本もそうですが、実物ではない、媒体を使って、それを学びに活かすという視点は、決して否定するものではないということで良いか、そこだけ確認をしておきたいと思っております。

○丸谷教育総合支援センター長

小学生、中学生の段階においては、実物で学ぶということを重視はしておりますけれども、なかなか実地踏査にも行けないような場所であるとか、例えば海外のことであったり、国内でも崖を見るとか、なかなか都会では体験できないような、見るができないような内容については、これまでは写真や、最近だとタブレットで映像を見たりとか、そういった形では、補助的な形で学習を深めています。今後こういったVRであるとか、今言われているMRであるとか、こういう技術が日常的になってくれば、それがまさに子どもたちが360度見回すとか、そういったことでの体験につながっていくものだと思いますので、否定するものではなくて、あくまで補助的な役割を果たすということで、有効なものだという認識はございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

このMRデバイスは最新技術で、専門的な知識が必要なのかなと思って読んでいました。それで、品川区には五反田など、特色がある中で、例えばコミュニティ・スクールとかで、そういったところからの講師をいただいたりとか、そういった事例があれば教えていただきたいのと、今後そういったところから、コミュニティ・スクールにご協力いただくことは可能かどうか、お話をお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長

地域と共にある学校づくりを行っている品川区の学校ですので、近隣にそういった企業、保護者の方でそういうことにたけている方がいて、例えば機材を貸していただいたりとか、そういった体験の場を子どもたちに用意できるのであれば、そこはぜひご協力いただいて、子どもたちの教育活動に活かしていきたい、その辺りは協力していただけるのではないかと考えております。

事例としては、今把握しているものはないのですが、今後そういった形での連携ができると、より効果的だと考えます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第47号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思っております。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。理由を述べます。

未来を担う子どもたちに、先端技術を様々な体験、経験させてあげたいという点におきましては、陳情者に共感をいたします。区もそのような視点を持ち、ICT推進校はじめ、学習を深めていることがご説明からも分かりました。

一方で、学校の教育現場に一斉に導入するには、少なくとも数年間といった一定期間使えること、誰でも使えて操作ができること、教育の環境基盤を整えるものといった、普遍性や汎用性を持つ機器が適していると思われます。高額で短期間でバージョンアップを繰り返したり、流行性がある可能性のある最先端のデジタル機材は、ご指摘のとおり、区が数台購入し、体験スペースで子どもたちに体験させるというのは、一つのアイデアだと思いましたが、現時点ではあまりに高額であることや、体験ゾーンの設置場所、運用期間、運用時間帯、インストラクターの手配なども含めて、予算編成や区の教育方針における位置づけなど、様々な議論が必要と思いましたので、直ちに採択はできないと考え、不採択をお願いしたいと思います。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択としたいと思います。

理由といたしましては、先ほど自民党からもありましたけれども、私もMRというものについて不勉強で、ネット等で今回審査に当たって見させていただいて、どういうものかというのを自分でもそれなりに勉強して、非常に素晴らしい技術であるということは実感いたしました。

ただ、先ほどもありましたように、技術としては日進月歩であるということ。あとは、現段階において教育委員会の方針として、先ほどイカの解剖の話を聞きました。これはイカだけに限ったことではないと思いますが、ここに例示として挙げていただいていると思うのですが、確かに触るのが苦手なお子さんだったり、また、命、生命というものを考えたときに、こういった技術を活用できれば私も一瞬思ったのですが、先ほどのご説明のように、できるものは実物、匂いであったり、感触であったり、感触もMRが進めば、そういったものも実感できるということだそうなのですが、現段階においては、用意できるものについては実物になるべく触れて、体験する。

先ほどご説明にあったとおり、校外学習という中で、せらく委員からもありました、例えば五反田バレエ等でそういったものを活用している企業があれば、子どもたちが先進的なものを学びの中で見学させていただく、そういったことには賛成ですけれども、品川区として現段階での導入というのは、時期的にはまだ早いのではないかと、現段階においては不採択とさせていただきます。

○山本副委員長

本日結論を出すで、不採択をお願いします。理由を述べさせていただきます。

陳情者の方がご説明されているように、子どもたちがMRのような先進技術にいち早く触れることは、子どもたちが知る・学ぶという教育の機会として貴重であり、有効であると考えます。一方で、現在のMRは1台当たりが高価であり、数台であったとしても高額となるという価格の面と、仮に数台導入したとしても、2万人を超える区立小中学生の多くの皆さんに触れてもらおうとすると、機会の平等性という点で課題があると考えます。また、実際導入するに当たっては、機器購入だけではなく、MRを活用したソフトや、それを教える授業の検討を図るための検討も課題となると考えます。現状の導入においてはそのような課題があることから、不採択とさせていただきます。

個人的には、先ほどほかの委員からもお話がございましたけれども、関連する企業のご協力を得て、

企業の皆様に企画をいただき、まず、ある学校の特別授業などで実験的な体験学習を実施できるのがよいかなと思います。そのような検討や、検討の支援を要望いたします。また、今後の技術進歩を確認しながら、研究を進めてほしいと考えます。

○せらく委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

いただいた陳情自体は、すごく面白いなと思いましたし、未来を担う子どもたちが新しい技術に触れるということは、教育の機会でもぜひ進めていただきたいと思うのですが、価格が高額ということで、個人購入が難しい。それで、区で購入してはどうかという部分で、どうしても判断が難しかったのですが、この陳情自体はまちの価値を高めるようなものだったと感じておまして、そういう部分では、私自身は、ご相談もいただく不登校だったり、いじめだったり、就学の壁などの支援のほうに振り向けたいと思ひまして、この判断をいたしました。

○高橋（し）委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

これまでほかの委員の方がおっしゃっていたのですが、MRデバイスの有効性、優位性は、ここに書かれているような状況で、すばらしいものだと思います。一方で、教育現場に導入するという点で見ると、いろいろな懐疑する部分もあると思います。まずは現状で、1人1台の端末とか電子黒板など、様々なシステムを教育委員会で導入しているので、現状の課題を解決し、そして、現状の仕組みをまず最大限活用することを進めていってほしいと思うのですが、さらに進めていただければと思います。

その上で、別建てで、教育委員会として、先ほど他の委員からあった戸田市のようなDX化、ICT化と教育の関係を、どうこれからさらに進めていくかというグランドデザイン、ある一定の年限を区切って、この何年かでこれをやる、次はこれをやるというのを示していただくような、計画を立てていってほしいのかもしれませんが、それを示していただけるとありがたいなと。その中で、このMRデバイスをどうするかということも含めて、いわゆるグランドデザインを考えていただければと思います。

これは陳情とは別で、要望になりますけれどもお願いします。

○田中委員

本日結論を出すでお願いしたいと思ひます。

先ほど述べましたが、陳情者の方の文章の中にある、VRやARは既に過去のものとなっている、そのものにすら私自身は追いついていない、もう10周遅れぐらいの者ですが、今回陳情いただいた陳情者の方に対しては、極めて先進的な知識を持って、その技術を教育に活かすべきだというご提言は、大変すばらしいものでありますし、しっかり受け止めていただきたい。実物を教材にすることはもちろん重要ですが、一方で、直接体験できないものを疑似体験するという意味からは、ICT技術、こういった技術を率先して活用していただくということは教育上有効ですし、また、陳情者の方の思いにもつながるものと思ひます。

一方で、これを受けた委員の立場で申し上げますと、先進事例のものを率先して活かしていくことは、否定は決していたしません、一方で、ここにも文章に書いてあるように高額であるということは、一定の税金を活用した上で、それを予算化して教育現場に活かしていくといった意味での課題もありますし、また、この機械を教育現場に渡せば、すぐこれが活用していただけるかということ、そうではなくて、

教育現場でこれをしっかり教育の教材として活かしていくための体制整備も必要ですし、また先生自身の自らの学びも必要です。先ほど五反田バレーというお話もありました。近隣の先進的な技術者、理解者をご協力いただくことももちろんある一方で、学校現場での体制整備も必要だと思いますので、今日においてはまだ体制が整っていないという意味からも、時期尚早ではないかという判断から、今回の陳情は不採択ということをお願いしたいと思います。

○こんの委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのことご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、簡易採決により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第47号、MRデバイスを教育利用する設備を設置する陳情について、お諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時10分休憩

○午後1時10分再開

○こんの委員長

それでは、ただいまより文教委員会を再開いたします。

3 報告事項

(1) 専決処分の報告について（報告第25号）

○こんの委員長

それでは、予定表の3の報告事項を聴取いたします。

(1)専決処分の報告について（報告第25号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○飛田子育て応援課長

それでは私から、報告第25号、専決処分についてご報告いたします。資料をご覧ください。

本件は、品川区奨学金貸付条例に基づき、奨学金借受者および連帯保証人に対し返還を求めてまいりましたが、返還に応じないため、地方自治法第180条第1項に基づきまして専決処分を行い、東京簡易裁判所に支払いを求める訴えの提起をしたものでございます。

1番、訴えの提起をご覧ください。品川区奨学金貸付金返還請求2件、訴額は合計で145万8,000円です。

2番、事件一覧をご覧ください。2件の内訳です。専決処分は令和6年7月26日に行いました。借受人2名、連帯保証人4名となっております、貸付額、返還済額は記載のとおりでございます。表の右側、残元金が訴額となりまして、合計145万8,000円という内容でございます。いずれも訪問督促や弁護士による督促を行ってきたところでございますけれども、連絡もしていただけないという状況になっているところで、訴えを起こしたものでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

私も文教委員会を何度かやらせていただいていますけれども、何年かに一回、こういったものを拝見させていただいています。

今後の訴訟の中で、和解であるとか、強制執行まで行くのかとかいう流れを教えてくださいたいのが1点です。

それと、訴額は今回、No.1の方については39万円ということなのですが、これは簡易裁判所で、少額訴訟の方式でやられているのか、それとも普通の訴訟の方式でやられているのか教えてください。

○飛田子育て応援課長

この後の手続ですけれども、まず判決をいただきまして、一括または分割で納付させるようになります。ただ、その後、また納付等手続を行いまして、執行されない、返還されない場合は、強制執行または債権放棄という流れとなります。こちらは普通の奨学金の返還の求めということになります。

○あくつ委員

普通の訴訟ということなのですか。たしか60万円以下の少額の場合は、簡易裁判所で、1日で結論が出る少額訴訟という制度があると思うのですが、そういうのは使わないで、普通に訴訟されるということで、No.1の方についてもそれでよろしいのでしょうか。

○飛田子育て応援課長

1番の方については、住所がまだ不明というところもありますので、まず裁判所で、そのところをどのようにしていくかというところが決められると聞いております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○田中委員

少し教えてくださいたいところがあるのですが、過去の事例として、こういう案件があったときに、恐らく裁判の結果は、区側が勝訴しているのかなと思えるのですが、その際は、いわゆる被告側といいますか、借手側は、借りた訴額と、あと裁判にかかった費用だとか、そういったものも上乗せして請求がなされるのだらうと思うのです。要は、ここで早くお納めいただければ、この訴額で済むけれども、これまでの傾向として借手側は負ける可能性が高く、裁判になるといろいろともろもろ、しかも訴額以上のものの負担を強いられますよと、求める際にそういう先のことまでお伝えして、そういうことを言っているのかどうかというのもあるのですが、過去の事例としてそういう可能性もありますよという、そこまで含めて返還を求めていくというのはどうなのでしょう。

○飛田子育て応援課長

大体、訴えを起こしまして、全ての判決が和解や分納合意ということで、継続的に支払いをしていた

だくというふうになっております。

先ほどの滞納のほうですが、今回提起した2件は違約金が発生するというので、10%の違約金が発生いたします。契約金の計算にかかる利率は、最初に延滞が発生した時点で起こる利率となりますので、そちらも今後また発生すると今後は伝えていくこととなります。

○田中委員

もう一度確認ですが、先方が借りた金額プラス、最終的に支払わなければいけない日から換算して、その分の利子が違約金として加わってという、そこまでは伝わっていて、早くお納めくださいと、そういう流れということでしょうか。

○飛田子育て応援課長

そのようになります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

今回、訴訟のことなのですが、そうなるまでの間、返還が滞ってからどれぐらいの期間で、何回ぐらい弁護士や区の職員が訪問されたかというところをお聞かせいただけますか。

○飛田子育て応援課長

まず、No.1の方です。こちらの方は貸付期間が平成21年から平成24年の3月までということで、最初のほう、平成25年から30年度までは、3万9,000円で合計15回お払いいただいたのですが、その後、支払いが滞ってしまったということとなっております。

2番の方です。こちらの方は、平成22年から令和元年までということで、返還いただいております。初回のみ8万8,000円払ったのですが、その後、区からの督促を年2回ほどやっております。そのほか、シルバー人材センターのほうもその住所に訪問を行ったのですが、そののところでも返答がないということで、今回、弁護士にお願いして、弁護士からまた督促ということをお願いしていたしました。そこで、弁護士からも連絡をしたにもかかわらず連絡がないということで、訴訟に今回切り替えたということになります。

○せらく委員

すみません、少し聞き取れなかった部分がありまして、No.1もNo.2も平成のときに支払いをしていて、返還されなくなってから10年ぐらいたってしまうようなことになっているということでしょうか。

○飛田子育て応援課長

1番の方の最終支払日は平成30年11月です。この間も、こちらでお手紙やお電話等のご連絡、またシルバー人材センター等も訪問したのですが、結局何も返答がないということで、令和4年11月から弁護士にお願いをしております。

2番の方です。こちらの方は、令和元年5月が最終支払いで、その後、何も連絡がないということで、令和4年11月より弁護士にお願いをしているという流れになっております。

○せらく委員

奨学金というのは子どもが背負うものであり、給付型とか、そういうところも国で進めていけたらと、これは意見として思ったところがございます。ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 専決処分の報告について（報告第28号）

(3) 専決処分の報告について（報告第29号）

○こんの委員長

次に、(2)専決処分の報告について（報告第28号）および(3)専決処分の報告について（報告第29号）の2件を一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○船木庶務課長

それでは私から、専決処分の報告について、報告第28号および報告第29号を一括ご説明いたします。

初めに、報告第28号の資料をお願いします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、大崎中学校の部活動中に起きた乗用車の破損事故の損害賠償額の決定について、令和6年8月6日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

項番2、事故の概要でございます。令和6年5月18日、土曜日でございますが、大崎中学校の校庭で、野球部の活動中の生徒が打ったボールが防球フェンスを飛び越え、隣接する道路に駐車していた乗用車に当たり、その一部を破損したものでございます。

損害賠償額および事故の相手方については、報告書に記載のとおりです。

今後の事故発生防止への対策でございますが、新たに練習用のケージを購入し、事故防止に向けた練習環境の改善を図るとともに、学校管理職や顧問において、同様の事故が発生し得るという強い認識の下、生徒の動向を注視し、事故が発生しない部活動の管理を徹底しております。

今後につきましても、部活動中のさらなる安全管理に努めてまいります。今回は申し訳ございませんでした。

次に、報告第29号をご報告いたしますので、資料をお願いいたします。

本件は同じく、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、富士見台中の部活動中に起きた隣接民家窓ガラス破損事故の損害賠償額の決定について、令和6年8月26日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

項番2、事故の概要でございますが、令和6年5月25日、富士見台中学校の校庭で、野球部の活動中の生徒が打ったボールがフェンスを飛び越え、隣地民家の窓に当たり、窓ガラスを破損したものでございます。

損害賠償額および事故の相手方につきましては、報告書に記載のとおりです。

今後の事故発生防止への対策でございますが、事故発生後のバッティング練習の方法や練習場所を見直し、事故が発生しない部活動の管理を徹底しております。

今後につきましても、部活動中のさらなる安全管理に努めてまいります。重ねて今回は申し訳ございませんでした。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

よろしいですか。

○田中委員

状況の確認だけしたいのですが、まず、28号の大崎中学校での事故ですが、2ページ目の図の左下のところが、たしかバックネットがあって、そこから、打った球が外に出たということなのだろうと思います。飛距離的にはそうでもないのかもしれない、高い球を打ったので、それで出たということなのだろうと思います。まず道路の関係ですが、ここは駐車禁止区域だったのか、一方的に、区側が対応していただいているのですけれども、先方の車の止め方だとかが問題あったのか、ないのかということの確認もどうだったのかということと、あと、金額が妥当なのかという部分についてお願いします。

これは同じく29号も、ガラスがこの金額なのですけれども、こんなにするのかなというのは素朴な疑問として感じるのですが、部活動において、フェンスを越えて、こういう事故は起こりがちなところがあると思いますが、いわゆる保険というものは入っているのか入っていないのか、また今回、どういうものが対象になっているのかというところを、まず確認させていただきたいと思います。

○船木庶務課長

まず、被害に遭われた車両が駐車禁止区域に止めてあったのかということなのですけれども、最初、同日、5月18日土曜日の9時半頃に、ティーバッティングの練習中にボールがフェンスを越えたわけですが、そのときはこの事故に気がつきませんでした。ボールが外に出てしまったので、確認をしに行っているのですけれども、気がつかずに、その1時間後、10時30分に車両を所有するご家族の方から、ボールが車の天井に当たっていたというご報告について、学校にお申入れがあったことで判明したものでございます。

ですので、この写真の場所に、9時30分の同刻自体にこの車がここに止まっていたということではございませんが、言えることは、明らかにフェンスを越えたボールが車両に損害を与えたと認識しております。

学校の保険に関しましては、こちらは特別区の自治体総合賠償責任保険による賠償手続をするということで、まず事実確認をして、それから被害の状況も確認した上で、その後、事実確認に基づいて、それぞれディーラーといたしますか、車両を直すに当たっての見積りをお取りいただいた上で、保険会社を通じて、その金額の妥当性であるとか、損害の補償の額であるとかということをご丁寧に、こちらが損害を与えてしまいましたので、その辺は、相手方と丁寧に誠意を持って対応したということによる賠償額の決定ということで認識しております。

○田中委員

ガラスも妥当な金額ということですか。

○こんの委員長

金額の妥当性についてもお願いします。

○船木庶務課長

ガラスも同様に、そのように認識しております。

○田中委員

事故は、しょうがないといえますか、課長はおわびをされていますけれども、それはそれでしょうがないことなのかもしれませんが、特に富士見台中学校の場合は、ホームランで飛距離が出て、外に出てしまったということで、よくありがちなのですけれども、プロ野球選手が学生時代に学校のフェンスを

越えてとか、あるいは、校舎のガラスを何枚も割ったとかという逸話が残っているように、今回も被害を受けられた方は、確かに被害を受けてしまったというマイナス要素もあるのかもしれませんが、今後の対応のところにも関わるかもしれませんが、決して両者、子どもが思い切りバットを振って、思い切りクラブ活動をやる、そういう姿勢を萎縮させるというか、制限するようなことは、私は絶対あってはならないと思っています。そこは近隣の方も含めて、子どもたちのクラブ活動を応援していただけるような視点で、特に教育委員会の皆様や学校の先生方は、そういう視点でぜひ捉えていただきたいと思っています。

そういう意味でも、特に大崎中はタイミングの問題で、誰が打ったか分からないというところがあるのかもしれませんが、特に子どもに対するフォローというのでしょうか、それは決して萎縮させないような方向で、ぜひ対応を取っていただきたいと思いますが、一応確認だけ、どんな対応をされたのかお聞かせいただきたいと思います。

○松木庶務課長

まさに委員のご指摘のとおり、子どもがしっかりと力量を発揮して部活動をやるということが何よりだと思いますけれども、部活動の事故におきましては、入部間もない、まさに4月から6月に新入生が入ってくるわけですが、そういった時期にまれに不慣れな新入部員が、そういった練習部分を含めて起こしてしまいがちだというケースもあることをしっかりと共有した上で、お子さん自体には萎縮するようなことがないように、一方で管理する側にとってみれば、しっかりと監督していくということで対応してまいります。

近隣の状況につきましては、4m程度の狭隘道路に面しておりまして、2階建てから3階建ての戸建てや中古住宅が並んでいるような状況でございます。こういったところも、練習環境をしっかりと見直して、今回の場合につきましては、新たにケージを購入して、このように今後、練習をしていきますのでということで、損害に遭われた方もその場を確認いただいた上で、練習を再開していると聞いておりますので、今後も安全管理に努めてまいりたいと思います。

○田中委員

よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○こんの委員長

最後に、予定表4、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会に係る項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っています。

それでは、所管質問がございましたらご発言願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

いらっしゃらないようですので、以上で、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは私から、9月13日付でプレスリリースを行いました区立学校における体力テストデータの漏えいについて報告いたします。

9月7日土曜日、品川区立小学校において、5年生の体力テストの結果一覧、氏名、身長・体重、50m走のタイム等が記載されているデータファイルを、教職員が誤って学習アプリ内の全学年児童が閲覧可能なフォルダに保存したことが判明いたしました。ファイルの存在に気づいた児童の保護者が学校に報告していただき、学校が把握することができました。

閲覧可能な期間は、9月3日火曜日の午後4時半頃から、9月7日土曜日の午前11時半頃まででした。判明後、直ちに当該ファイルを学校は削除するとともに、全校児童に対し、当該ファイルを閲覧したかどうかの調査を行っています。結果、学校に報告していただいた家庭の児童のみがファイルの存在に気づいたのみで、ファイルの内容を閲覧した児童はおりませんでした。

9月13日金曜日に保護者会を実施し、学校から保護者に対して謝罪を行いました。その後、現時点で情報が漏えいしているなどの事態には至っておりません。加えて、全小中学校・義務教育学校に対し、教育委員会より個人情報管理について体制の強化を指示いたしました。

今回の事案を重く受け止め、個人情報の適正な管理について、改めて教職員への周知、指導の徹底を行うなど、再発防止に努めてまいります。

○こんの委員長

報告が終わりました。本件について、特にご確認等ございましたらお願いします。

○あくつ委員

名のり出た方が、通報された1名だけだということだったようですけれども、閲覧とありましたが、それはダウンロードができるようなファイル形式だったのか、その辺りも教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

学習アプリ、これはロイノートという学習アプリですが、その中に資料箱という名前で、自分で見られない保存先、それから、全校児童が見られる保存先と、幾つかフォルダがあるのですけれども、その中で今回、全学年の児童が閲覧可能なフォルダに保存してしまったということです。当然、資料箱ということで、学習に活用する資料をそこに保存するべきところですので、データはダウンロード可能なものでございました。

○あくつ委員

漏えいの事実は認められないということですが、もう1点だけ、ダウンロードしたかどうかというのは、いわゆるアップロード元というか、学校では確認ができるのでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

そのフォルダからダウンロードしたかどうかのログを確認することは、極めて困難だということです。ただ、学校は児童一人一人に対して、資料箱を見た人はいるかどうかという確認をしたところ、誰もいなかったということですので、そういったところで今回は収まっているということでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○高橋（し）委員

児童のところに入れてしまったということは、どなたかの教員が入れてしまったわけで、その方は、ミスして入れてしまったということが、後からあのときというのは分かったのですか。

○丸谷教育総合支援センター長

保護者から指摘をいただきまして、確認したところ、ファイルが置きっ放しになっていたということで、そこに保存した教員については、誤ってそこに保存してしまったという認識というか、言われて初めて気づいたというところでございます。

○高橋（し）委員

ということは、ご自分でいつそこに入れてしまったかは、記憶がないという認識でよろしいですか。

○丸谷教育総合支援センター長

9月3日の夕方、午後4時30分頃に、ダウンロードして保存したということは覚えていらっしゃるのですけれども、それが、全児童が見られる保存先だったというところについては、自身の認識の甘さというか、誤ってそこに入れてしまったという自覚はございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにはないので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時から開会でございます。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後1時38分閉会